

草津市公報

発行日 令和2年11月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 20 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 訓 令

草津市文書規程の一部を改正する訓令(総務課) 1

◎ 告 示

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定(生活支援課) 1
 公示送達について(税務課) 1
 草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱(障害福祉課) 2
 公金の収納事務の委託について(経営戦略課) 5
 指定代理納付者の指定について(経営戦略課) 5
 公示送達について(納税課) 5

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 6
 草津市有財産売却処分一般競争入札公告(総務課) 7
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 11
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 11
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 12

◎ 教育委員会規則

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則(幼児課) 12
 草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則(幼児課) 12

◎ 上下水道事業告示

草津市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱の一部を改正する要綱(上下水道総務課) 13
 草津市指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しおよび停止要綱の一部を改正する要綱(上下水道総務課) 14

訓令

草津市文書規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年10月20日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第12号

草津市文書規程の一部を改正する訓令
草津市文書規程（昭和61年草津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

市長	副市長	教育長	技監		

」を

市長	副市長	副市長	教育長	技監	

」に

改める。

別記様式第5号中

決		裁			
市長	副市長	教育長	技監		

」を

決		裁			
市長	副市長	副市長	教育長	技監	

」に

改める。

付 則

（施行期日）

- この訓令は、令和2年10月20日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の草津市文書規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和2年10月20日掲示済み）

告示

草津市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年10月21日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
よつぱりーフ訪問看護ステーション	草津市野路東二丁目4番10号	令和2年10月1日

（令和2年10月21日掲示済み）

草津市告示第326号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年10月22日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類
令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書
1件
- 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和2年10月29日に送達があったものとみなす。

令和2年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所		
1	MUANGKRAM YUTTAMOL	滋賀県草津市野路九丁目	1番24-402号	ソレイユヤマダ

(令和2年10月22日揭示済み)

草津市告示第327号

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱を制定する。

令和2年10月26日

草津市長 橋川 渉

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県立特別支援学校に在籍し、登下校時に医療的ケアを必要とする児童生徒(以下「児童」という。)の保護者による登下校時の送迎の負担の軽減を図るため、草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業(以下「事業」という。)を実施することに関し医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業委託要項(令和2年5月28日付け滋障福第908号、滋教委特支第374号。以下「要項」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、要項において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 この事業は、滋賀県からの受託に基づき草津市が実施するものとする。

2 この事業の一部は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条、第43条、第78条および第79条の規定に基づき、福祉有償運送等の許可を有する運送事業者および健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項の規定に基づき訪問看護事業を行う訪問看護ステーションまたは看護師を雇用する事業者等(以下これらを「受託事業者」という。)に委託するものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記載されている児童であって、滋賀県立特別支援学校に在籍する児童のうち通学途中に医療的ケアを必要とするため保護者の送迎により通学しているものとする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、在籍する滋賀県立特別支援学校の登校時または下校時に、道路運送法第79条の許可等を有する運送事業者の車両に保護者に代わり看護師を同乗させ、医療的ケアを必要とする児童の送迎を行うものとする。

2 送迎の回数の算定に当たっては、対象者の自宅と滋賀県立特別支援学校間の片道を1回とし、対象者1人当たり年間10回(キャンセルの場合を除く。)までとする。

3 事業の実施に当たり、対象者にかかる運送および看護師派遣に関する負担額は、無料とする。

(利用申請)

第6条 この事業を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業利用申請書(別記様式第1号)に草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業に係る同意書(別記様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、保護者の同意を得た上で、受託事業者に対し当該同意書の写しを提供することができるものとする。

(利用決定等)

第7条 市長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容の審査を行い、利用の可否を決定し、その旨を草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業利用決定(却下)

通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により事業の利用決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、受託事業者に児童の主治医の指示書を提出し、訪問看護事業を行う訪問看護ステーションまたは看護師を雇用する事業者等に依頼し、送迎を受けるものとする。

（利用申請内容の変更）

第8条 利用決定者は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) この事業を受ける必要がなくなったとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 対象者が病院に入院し、または寄宿舍に入所したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第6条に規定する利用申請書に記載された事項に変更が生じたとき。

（事業の中止等）

第9条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業の実施を中止し、または利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手続きにより利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委託料の支払）

第10条 受託事業者は、毎月10日までに前月の委託業務の実績を取りまとめ、草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実績報告書兼請求書（別記様式第4号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときには、委託料を支払うものとする。

3 市長が受託事業者に支払う経費は、別表のとおりとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

別表（第10条関係）

受託事業者に支払う経費

- (1) 児童の送迎に係る看護師の派遣単価

項 目	単 価
基本額	1回 14,000円
加算額（看護師が事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間が90分を超える場合のみ）	1回 3,200円

(2) 医療的ケア児および看護師の送迎単価

項 目 (事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間)	単 価
30分以内	1回 2,490円
30分超 1時間以内	1回 4,980円
1時間超 1時間30分以内	1回 7,470円
1時間30分超 2時間以内	1回 9,960円
2時間超 2時間30分以内	1回 12,450円
2時間30分超 3時間以内	1回 14,940円

備考

- 1 医療的ケア児および看護師の送迎単価が3時間を超えた場合は、30分毎に2,490円を14,940円に加算する。
- 2 当日にキャンセルがあった場合は、看護師の派遣単価は基本額相当額を、送迎単価は過去の実績または想定されていた時間での区分に相当する額を、キャンセルによる費用として支払うものとする。

別記

様式第1号 (第6条関係)

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業利用申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

下記のとおり、草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業を利用したいので、申請します。

対象者	姓 名					性別	
	氏 名					男・女	
	生年月日	年 月 日 (歳)					
	学 校	学 校 部 年					
障害の状況	身体障害者手帳	手帳番号	第 号	障害等級・程度	種 別		
		障害名					
自宅から学校間の距離・時間(片道)		距離	km	時間	分		
利用補具・医療機器等		<input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 座位保持装置 <input type="checkbox"/> スリッシャー <input type="checkbox"/> 気管カニューレ <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> その他 ()					
医療的ケアの内容		<input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 吸入 <input type="checkbox"/> 酸素補充療法 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器管理 <input type="checkbox"/> その他 ()					
事業の円滑な実施のために必要があるときは、対象者に関して草津市が有する情報の全部、または一部を受託事業者に提供することに同意します。							
						申請者氏名	

様式第2号 (第6条関係)

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業に係る同意書

訪問看護ステーション等所長(事業所) 宛
運送事業所長(事業所) 宛
草津市長 宛

緊急時の対応等について

- 本事業では、送迎車両に同乗する看護師が、上掲区の指定書に基づき医療的ケアを実施します。
- 万が一、送迎中に対象児童の体調が急変した場合、原則として119番通報による緊急搬送対応とします。
- 送迎の実施に先立ち、あらかじめ対象児童の主治医との相談の上、緊急時の搬送先として希望する医療機関を申し出ていただきます。なお、申出を希望される医療機関への搬送を承諾するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 必要に応じ、送迎開始までに当該医療機関への受診をお願いすることがあります。
- 本事業では、安全に十分留意しますが、搬送中は、申請者と連絡が取れるようにしておいてください。
- 緊急時に対応いただくため、この同意書を受託事業者に提供することに同意します。

【緊急時に搬送を希望する医療機関】

(医療機関名)

(連絡先)

上記の内容について同意します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

児童氏名

様式第3号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業利用決定(却下)通知書

様

草津市長

年 月 日に申請のあった草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1. 決定

・利用者名

・利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

・利用回数 回

・その他

利用に当たっては、別途、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業を実施する事業所との契約が必要となります。

2. 却下理由

様式第4号 (第10条関係)

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実績報告書請求書

草津市長 宛

請求期

1. 事業実施分(内訳)

年 月 日
人× 回× 分
人× 回× 分
人× 回× 分

実施日	児童氏名	送迎区間	所要時間	医療的ケア実施の有無(ケア内容)
		～	分	
		～	分	
		～	分	
		～	分	
		～	分	

2. 当日キャンセル分(内訳)

年 月 日
人× 回× 分
人× 回× 分

依頼日	児童氏名	キャンセル確認方法	キャンセル確認者

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求事業者	住所(所在地)	
	電話番号	
	代表者氏名	

振込先	金融機関名	本店・支店・出張所	
	預金種目	普通・当座・()	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

草津市告示第328号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託するので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年10月27日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第1号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料の収納事務（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）	【受託者】 株式会社グラファー 【住所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-2-3 INビル	令和2年10月27日から令和3年3月31日まで

（令和2年10月27日掲示済み）

草津市告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第19条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月27日

草津市長 橋川 渉

1 指定代理納付者の名称および所在地

(1) 名称 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社

(2) 所在地 東京都港区東新橋一丁目9番2号

2 指定代理者に納付させる歳入

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料

（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）

3 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和2年10月27日から令和3年3月31日まで

（令和2年10月27日掲示済み）

草津市告示第330号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年10月30日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 19件
- (2) 国民健康保険税督促状 26件
- (3) 差押調書（謄本） 5件
- (4) 配当計算書（謄本） 3件

計53件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年11月6日に送達があったものとみなす。

件数	氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
1	永山 賢一	草津市南宮東三丁目23番45号 エースマンション 102	令和2年度第2期	
2	加賀谷 明寛	草津市染川二丁目7番50-81号 YOSHIDAハイツ	令和2年度第2期	
3	XU LEI 徐 雷	草津市草津四丁目1番26-1310号 ハイツ宮の森	令和2年度第2期	
4	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市草津町1669番地1-106 レオハルスレオスバル	令和2年度第2期	
5	森本 敏夫	草津市青地町213番地1-217 ディアコート青地Ⅱ	令和2年度第2期	
6	下川 直樹	草津市青地町651番地102 アービーハイツⅢ B	令和2年度第2期	
7	平井 誠	草津市青地町756番地 エスペランツ植栽園 1202号	令和2年度第2期	
8	渡辺次 学	草津市山寺町1166番地 ダイキン山寺社宅	令和2年度第2期	
9	木塚 亮太	草津市岡本町1391番地3 プリシエルキャッスル B棟117号	令和2年度第2期	
10	甲斐 孝	草津市木川町1212番地 市16号棟1号	令和2年度第2期	
11	川林 晃	草津市木川町1212番地 市 12号棟 1号 川林 和子様方	令和2年度第2期	
12	XIE MENGYING	草津市東矢倉四丁目14番6-1533号 スチューデントHIROSE	令和2年度第2期	
13	阪田 祝世	草津市野路東五丁目2番46-110号 マリーベルハイツB棟	令和2年度第2期	
14	小倉 一浩	京都府山科区西野伏橋17番地34	令和2年度第2期	
15	米田 謙	草津市矢掛町1167番地4 ヴィオオ 八番館1301号	令和2年度第2期	
16	成田 隆夫	草津市矢掛町628番地1 すまいる1号館	令和2年度第2期	
17	唐浦 虎将	大坂府市林田町2098番地 グランチェスタホンダ 102号室	令和2年度第2期	
18	山下 育生	大阪府守口市橋本東之町3丁目3番8号	令和2年度第2期	
19	松村 遼多	兵庫県神戸市東灘区北青木3丁目2番24号 レオハルス北青木 103号	令和2年度第2期	
1	祐成 好守	草津市朝井沢町126番地4		令和2年度第3期
2	加賀谷 明寛	草津市染川二丁目7番50-81号 YOSHIDAハイツ		令和2年度第3期
3	高道 和夫	草津市野村五丁目10番2-201号 野田マンションⅡ		令和2年度第3期
4	河野 裕加子	草津市野村七丁目14番10-308号 シグナス イータ		令和2年度第3期
5	一井 孝文	草津市上笠四丁目3番29号 センチュリーハイツ木村 1201号		令和2年度第3期
6	吉田 博	草津市上笠二丁目17番6-304号 アーパス草津		令和2年度第3期
7	高木 茂夫	草津市若竹町3番14号 ハイツオカハラ 302号		令和2年度第3期
8	山 謙子	草津市大瀬二丁目15番39号		令和2年度第3期
9	駒井 真子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール		令和2年度第3期
10	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市草津町1669番地1-106 レオハルスレオスバル		令和2年度第3期
11	LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクリエートハヤシ会場館 1709号		令和2年度第3期
12	井手口 芳弘	草津市富分浦三丁目2番36号		令和2年度第3期
13	船生 博	草津市大瀬町954番地1 17棟2号		令和2年度第3期
14	青多 英州	草津市木川町952番地 西木川団地 3号棟		令和2年度第3期
15	LI HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエンテ		令和2年度第3期
16	小倉 一浩	京都府山科区西野伏橋17番地34		令和2年度第3期
17	WANG JIELEI 王 潔潔	草津市野路九丁目10番1-204号 ハイツ玉川Ⅳ		令和2年度第3期
18	高木 健男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュウ		令和2年度第3期
19	坂本 功	草津市野路九丁目14番1-407号 ALTA南草津ビュウ		令和2年度第3期
20	渡辺 高文	草津市野路八丁目21番5-207号 PALACIO-KI		令和2年度第3期
21	渡野 成人	草津市矢掛町105番地3-523 カーサソラツツオ		令和2年度第3期
22	須藤 賢治	草津市矢掛町1524番地14		令和2年度第3期
23	黒木 ジョアン カブロン	草津市矢掛町23番地60-203 サンシャイン矢掛		令和2年度第3期
24	山西 美穂	草津市南宮東三丁目16番10号		令和2年度第3期
25	NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園		令和2年度第3期
26	ZHANG YUANDONG	草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA		令和2年度第3期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	古本 晋洋	福島県いわき市常磐湯本町二丁目8-0つかこし旅館 古本 晋洋 様	発番 令和2年 9月23日 草納発第1030号
2	若松 孝緒	京都府京都市伏見区向島本丸町3-7番地タケミ親川路303号	発番 令和2年 9月30日 草納発第1051号
3	XIE MENGYING	草津市東矢倉四丁目14番6-1533号 スチューデントHIROSE	発番 令和2年 10月 7日 草納発第1077号
4	ZHU MINGZHU	草津市東矢倉四丁目14番6-15301号 スチューデントHIROSE	発番 令和2年 10月 7日 草納発第1078号
5	西出 昭平	草津市笠山一丁目9番地34イタニエーイハラ 1006号	発番 令和2年 10月13日 草納発第1124号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	未来市池 株式会社	草津市笠山四丁目3番5-207号	発番 令和2年 10月 6日 草納発第1109号
2	古本 晋洋	福島県いわき市常磐湯本町二丁目8-0つかこし旅館 古本 晋洋 様	発番 令和2年 10月 7日 草納発第1118号
3	若松 孝緒	京都府京都市伏見区向島本丸町3-7番地タケミ親川路303号	発番 令和2年 10月15日 草納発第1131号

(令和2年10月30日掲示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年10月16日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府四條畷市岡山東二丁目3番 28号 社会福祉法人 京慈会 理事長 白川 京林	草津市岡本町字中山田773番 外7筆	3,471.97㎡	令和2.10.16	1501

(令和2年10月16日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月16日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
02050101	液晶テレビ (32V型)	シャープ AQUOS LC-32E9	3,000円 (300円)
02050102	電子ホッチキス③	マックス EH-50FR	1,000円 (100円)
02050103	電子ホッチキス④	マックス EH-100F	1,000円 (100円)
02050104	電子ホッチキス⑤	マックス EH-40FW	1,000円 (100円)
02050105	小型机 (F) 3台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60 ×H52cm	3,000円 (300円)
02050106	小型机 (B) 40台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60 ×H51cm	20,000円 (2,000円)
02050107	ポータブル カーナビ	Panasonic CN-GL711D	3,000円 (300円)
02050108	可搬消防ポンプ (直接引き取り限定)	トーハツ VC72AS	30,000円 (3,000円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の

- 役員もしくは構成員となっている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者
- カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者
- キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）
- ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者
- ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにヤフー・官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和2年10月16日（金）から令和2年12月8日（火）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和2年10月22日（木）午後1時から令和2年11月9日（月）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録をおこなう。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをす

ることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和2年10月30日（金）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 **【小型机、可搬消防ポンプ以外】**
草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）
【小型机】
旧草津市立第六保育所 1階（滋賀県草津市大路二丁目11番35号）
【可搬消防ポンプ】
西消防署 備蓄倉庫（滋賀県草津市上笠町477番地1）
- (3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和2年11月24日（火）午後1時から令和2年12月1日（火）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和2年12月1日（火）午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和2年12月3日（木）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任

状を提出せずに代理人が行った入札

- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和2年12月8日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和2年12月15日（火）までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由

があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまねがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるもの

ではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 077-561-2305
FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和2年10月16日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年10月23日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市岡本町238番地 秋口 祥吾	草津市岡本町字澤口238番4 外1筆	210.46㎡	令和2.10.23	1502

(令和2年10月23日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年10月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野村二丁目17番1-103号 ハイツ北山Ⅱ 山元 祐馬	草津市下笠町字市場西1360番 3	495.87㎡	令和2.10.28	1503

(令和2年10月28日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和2年10月30日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市追分四丁目2番40-305号 バウムドルフ 宮澤 勝、宮澤 知希	草津市長東町字西之口261番6	421.85㎡	令和2.10.30	1504

(令和2年10月30日揭示済み)

教育委員会規則

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和2年10月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年10月23日揭示済み)

草津市教育委員会規則第8号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規
則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

笠縫幼稚園	4歳児	45人
	5歳児	55人

」を

笠縫こども園	3歳児	50人
	4歳児	60人
	5歳児	65人

」に

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第9号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関
する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する
規則（平成27年草津市教育委員会規則第18号）の一部
を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 草津市立笠縫こども園

(8) 草津市立矢倉幼稚園

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和2年10月23日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第25号

草津市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月23日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱(平成20年草津市水道事業告示第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市指定給水装置工事事業者の講習に関する取扱要綱

第1条中「研修」を「講習」に、「図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者の選任、解任等の変更届の提出状況等の確認を同時に行うこと」を「図ること」に改める。

第2条の見出し中「研修」を「講習」に改め、同条中「研修」を「講習」に、「社団法人」を「公益社団法人」に、「給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改める。

第3条を次のように改める。

(受講対象の指定工事業業者および同対象者)

第3条 受講対象となる指定工事業業者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 令和元年10月1日以降に新規の指定を受けてから一度も講習を受講していない者

(2) その年の指定の更新を受けた者

(3) 前号の対象ではない者で、その年の講習の受講を希望するもの

2 受講の対象者は、前項の指定工事業業者に属するもののうち、この講習を踏まえ必要な自社内の周知や教育を実施できるものとする。

第4条の見出し中「研修」を「講習」に改め、同条中「研修」を「講習」に、「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第5条の見出し中「研修」を「講習」に改め、同条第1項中「研修」を「講習」に、「3年に1回の開催とする。」を「年1回の開催とし、開催日時は、滋賀県支部の決定による。」に改め、ただし書および同条第2項を削る。

第6条の見出しを「(講習の開催および通知)」に改め、同条第1項中「研修」を「講習」に、「滋賀県支部に対し、その通知の内容に合わせた指定工事業業者名簿を作成し、提出するものとする。」を「第3条第1項の指定工事業業者に対して、講習の開催案内等の文書を送付するものとする。」に改め、同条第2項および第3項を削る。

第7条および第8条を次のように改める。

(申込み手続)

第7条 講習を受講しようとする指定工事業業者は、講習の受講申請書を滋賀県支部に提出するものとする。

2 受講申請書を提出した指定工事業業者は、滋賀県支部から受付票等を受領したうえ受講するものとする。

(講習費用)

第8条 受講する指定工事業業者は、滋賀県支部の通知等により講習に係る費用の全部または一部を負担しなければならない。

第9条(見出しを含む。)中「研修」を「講習」に改める。

第10条を次のように改める。

(講習を受講しなかった指定事業者の取扱い)

第10条 本市は、滋賀県支部からの受講状況報告に基づいて、講習を受講しなかった指定工事業業者に対

して、講習を受講しなかった年の翌年についても第3条第1項の指定工事事業者とみなし、第6条の事務を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく受講しなかった場合は、草津市指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しおよび停止要綱（平成12年草津市水道事業告示第1号）の規定に基づき処分等を行う。

3 第1項の指定工事事業者のうち、平成29年度に滋賀県支部で開催した講習を除いて、過去5年以内に講習を受講したものはこの限りでない。

第11条および第12条中「研修」を「講習」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

（令和2年10月23日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第26号

草津市指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しおよび停止要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月23日

草津市長 橋 川 涉

草津市指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しおよび停止要綱の一部を改正する要綱

草津市指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しおよび停止要綱（平成12年草津市水道事業告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「警告」を「口頭注意および警告文書」に改める。

別表第1法令関係の部4事業の運営基準の違反の款中

〔	(7) 草津市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱に定める研修会に正当な理由なく参加しなかったとき。	法第25条の8	8
		省令第36条第4号	

〕を

〔	(7) 草津市指定給水装置工事事業者の講習に関する取扱要綱に定める講習会に正当な理由なく参加しなかったとき。	法第25条の8	1
		省令第36条第4号	

〕に

改める。

別表第2中

〔	2点	警告
---	----	----

〕を

〔	1点	口頭注意
	2点	警告文書

〕に

改める。

付 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

（令和2年10月23日揭示済み）

